

介護予防支援及び第1号介護予防支援事業 重要事項説明書

1 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	杉並区地域包括支援センターケア24久我山
所在地	杉並区久我山3-47-16
電話番号	03-5346-3348
介護保険指定番号	1301500151
サービス提供地域	杉並区久我山1~5丁目、松庵1丁目、宮前5丁目

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	計
管理者（*看護師と兼務）	*1名		1名
職員（保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員）	7名		7名
事務職員	1名	2名	3名

(3) 営業時間

月～金	午前9時～午後7時
土	午前9時～午後1時

*日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は休業

(4) 当事業所の運営方針等

- ①センターの保健師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- ②事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのない公正中立に行う。
- ④事業の運営にあたっては、関係区市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。また、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。（第三者評価未実施）

2 介護予防支援等の内容、利用料、その他の費用について

(1) 内容

- ①介護予防サービス計画・支援計画書（以下「サービス計画書」という）の作成
- ②介護予防サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等（以下「サービス事業者等」という）との連絡調整
- ③サービス実施状況の把握、評価
- ④利用者状況の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要支援認定申請に対する協力、援助
- ⑦相談業務

(2) サービス計画書の作成等の委託について

上記①から⑦の業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができます。

(3) 利用料金

- ①要支援認定又は事業対象者認定を受けられた方は、介護予防支援費若しくは介護予防マネジメント費(以下介護予防支援費等)から全額給付されるので自己負担はございません。
事業所が提供する介護予防支援等に対する料金規定は【重要事項説明書別紙】のとおりです。

3 サービスの提供方法

(1) サービス計画書の作成について

- ①サービス計画書の作成に際して、次の点に配慮します。
- ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- イ 利用するサービス等の選択にあたっては、当該地域におけるサービス事業所等に関する情報を利用者又は家族に提供します。利用者は複数のサービス事業所等の紹介を求めることが出来るとともに、サービス計画書に位置付けたサービス事業所等の選定理由についてケアマネジャーに説明を求めることが出来ます。
- ウ 事業者は、サービス計画書の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ②利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師の意見を求めます。
- ③サービス計画書について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。

(2) サービス実施状況の把握、評価について

- ①サービス計画書作成後も利用者又はその家族、さらにサービス事業者等と継続的に連絡を取り、実施状況の把握に努めると共に、目標に沿ったサービスが提供されるようサービス事業者等との調整を行います。
- ②サービス計画書が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

(3) サービス計画書の変更について

事業者がサービス計画書の変更の必要性を認めた場合、又はそのように判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持ってサービス計画書の変更を、手順に沿って実施します。

(4) 訪問頻度の目安

職員あるいは居宅介護支援事業所が居宅などに訪問する頻度の目安3ヶ月に1回以上。

ただし、日常生活を支援する上で、解決すべき課題の把握、計画実施状況の把握、評価及び連絡調整等、利用者の承諾を得て必要に応じ随時訪問、面接、電話等をいたします。

(5) 入院時の情報提供

入院時は入院先の医療機関(病院等)に担当ケアマネジャーの氏名、連絡先を伝えるようお願いします。

4 サービスの利用方法

電話等でお申し込みください。ケア24久我山の職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。契約を居宅介護支援事業所に委託する場合は契約締結の後、居宅介護支援事業所の介護支援専門員がサービスの提供を開始します。

5 サービスの終了

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば契約書に基づきいつでも解約できます。

(2) 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業所をご紹介します。

(3) 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

①サービス等を受けていた利用者の要介護認定が、非該当（自立）又は要介護と認定された場合

②利用者が死亡された場合

(4) その他

利用者や家族等が事業所や事業所の担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その改善が見込める場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6 サービス利用にあたっての禁止事項について

(1) 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

(3) 無断での写真撮影、動画撮影、録音を行うこと、および無断でSNS等への掲載、情報発信すること。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に対する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。ただし、業務の一部を委託する居宅介護支援事業所にはサービス等提供のために必要な利用者及び家族に関する情報を提供します。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

また利用者の家族の個人情報についても同じです。事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。また業務の一部を委託する居宅介護支援事業所も同等の個人情報の保護を行います。

8 事故発生時の対応について

当事業者が利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに利用者の家族・区市町村に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。当事業者が利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

9 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所の介護予防支援等に関するご相談、苦情及び介護予防サービス計画書等に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

杉並区地域包括支援センターケア24久我山 相談・苦情担当

電話 03-5346-3348

FAX 03-5336-3370

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

杉並区介護保険課

電話 03-3312-2111

国保連合会苦情相談窓口専用

電話 03-6238-0177

10 当法人（事業者）の概要

法人種別及び名称	社会福祉法人 杉樹会
所在地	杉並区阿佐谷北1-2-1
代表者役職・氏名	理事長 前田 利恵子
電話番号	03-5373-3911
定款の目的に定める事業	
1. 第1種社会福祉事業	特別養護老人ホーム
2. 第2種社会福祉事業	老人短期入所事業/老人居宅介護等事業

3. 社会福祉法第26条の規定に基づく事業	地域包括支援センター/居宅介護支援事業/介護予防支援事業/福祉有償運送事業/配食サービス事業/社会福祉の推進に資する人材の育成・確保に関する事業/福祉用具/機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業/社会福祉に関する調査研究など
-----------------------	---

1.1 その他

本項に定めのないものは双方の協議によってこれを決めます。

重要事項説明の年月日 令和 年 月 日

上記内容について、「杉並区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例(平成27年3月13日条例第7号)」第6条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者 東京都杉並区阿佐谷北1-2-1
社会福祉法人杉樹会
契約者 東京都杉並区久我山3-47-16
社会福祉法人杉樹会 さんじゅ久我山
施設長 大久保 憲和 印
事業所 東京都杉並区久我山3-47-16
杉並区地域包括支援センター ケア24久我山
(指定番号1301500151、杉並区指定)
管理者 公文 青子

説明者 _____ 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

同意・交付年月日 令和 年 月 日

利用者

<住所> 東京都杉並区 _____

<氏名> _____ 印

代理人

<住所> _____

<氏名> _____ 印

【重要事項説明書別紙】

○介護予防支援及び第1号介護予防支援事業担当者

氏名 _____ 連絡先 03-5346-3348

○契約開始時の説明事項

- ケアプランに組入れたサービス事業所以外に、複数の事業所の紹介を求めることが出来ます。
- サービスをケアプランに組入れた理由について、ケアマネジャーに説明を求めることが出来ます。
- 入院時は、入院先の医療機関（病院等）に担当ケアマネジャーの氏名、連絡先を伝えるようお願いします。

○料金

- 介護予防支援費若しくは介護予防マネジメント費は、介護予防支援等の提供開始以降1ヶ月あたり￥5,034です。ただし初回月に限り￥3,424が加算されます。指定居宅介護支援事業所に委託する際に、初回に限り￥3,424が加算されます。
なお法定代理受領により、当事業所の介護予防支援等に対し、当事業所に介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
- 介護保険適用の場合でも、利用者の保険料の滞納などにより、保険給付金が直接当事業所に支払われない場合があります。その場合には金額の全額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日杉並区役所の窓口に提出しますと、差額等の払い戻しを受けることができます。
- 利用者が契約を解約する場合、解約料を頂くことはございません。

上記の内容の文章による説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者

<氏名>

代理人

<氏名>

印

事業者 東京都杉並区阿佐谷北1-2-1

社会福祉法人杉樹会

契約者 東京都杉並区久我山3-47-16

社会福祉法人杉樹会さんじゅ久我山

施設長 大久保 憲和 印

事業所 東京都杉並区久我山3-47-16

杉並区地域包括支援センターケア24久我山

(指定番号1301500151、杉並区指定)

管理者 公文 青子